

社団法人新交通管理システム協会定款

施行 平成 8年 4月 1日

改正 平成22年 6月 30日

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人新交通管理システム協会（以下「本会」という。）と称する。

2 英文名は、Universal Traffic Management Society of Japanとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、高度情報通信技術を活用した交通管理システム（以下「新交通管理システム」という。）に関する調査、研究及び開発を行うことにより、道路交通のインテリジェント化を推進するとともに、新交通管理システムに関する国内外における標準化を推進することにより、新交通管理システムに関する事業の発展を図り、もって道路交通の安全と円滑の確保及び道路交通と環境の調和を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新交通管理システムに関する調査、研究及び開発並びにその成果の普及
- (2) 新交通管理システムに関する国内外における標準化の推進
- (3) 新交通管理システムに関する知的所有権の保有及び管理
- (4) 新交通管理システムに関連する国内外の機関、団体等との交流及び情報交換
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 第3条に定める本会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 特別会員 本会の事業に関し専門的知識をもち、総会において推薦されて入会した団体又は個人

(3) 賛助会員 本会の事業を賛助する団体又は個人で入会したもの

(入 会)

第6条 本会の会員（前条第2号に掲げる会員を除く。）となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 前条の承認を得た者は、遅滞なく、入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、年度毎に会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費の額は、総会において定める。
- 4 本会の運営上特に必要がある場合においては、総会の議決を経て、会員から臨時に運営費を徴収することができる。
- 5 特別会員の入会金及び会費に関しては、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(退 会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ会長に届け出なければならない。
- 3 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の手続きを要せず、当然に退会する。
 - (1) 死亡し、又は解散したとき
 - (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は、信用を失わせるような行為があったとき
- (2) この定款又は総会の議決に違反する行為があったとき
- (3) 会費の納入を怠り、かつ、催告に応じないとき

(拠出金品の不返還)

第10条 退会した会員又は除名された会員が退会又は除名前に納入した入会金及びその他の拠出金品は返還しない。

- 2 退会した会員又は除名された会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第4章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 理事長 1名
- (3) 専務理事 2名
- (4) 理事 20名以上 25名以内（会長、理事長及び専務理事たる理事の数を含む）
- (5) 監事 2名

（役員を選任）

第12条 理事及び監事は、総会の議決によって選任し、会長、理事長及び専務理事は、理事の互選による。

- 2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 3 理事については、親族その他の特別な関係にあるもの（以下「特別利害関係者」という。）の数がその総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、特別利害関係者になることはできない。

（役員職務）

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 理事長は、本会を代表し、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、本会の職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び理事長を補佐して本会の常務を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、本会の運営及び事業の重要事項を審議し、会務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは従前の職務を行わなければならない。

（役員解任）

第15条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その者に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（顧問）

第16条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(役員及び顧問の報酬)

第17条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、本会の事務を処理するため、職員若干名を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第6章 会議

(種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、開催するものとする。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は監事から連名をもって、若しくは正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときに、開催するものとする。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項

を示して請求があったとき、開催するものとする。

(招 集)

第 23 条 会議は会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議を構成するものに対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会については、これによらないことができる。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 会議は次に定める定足数以上の出席がなければ、開催することができない。

- (1) 総会においては、正会員の過半数
- (2) 理事会においては、理事の過半数

(議 決)

第 26 条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決事項等の通知)

第 28 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全員に通知する。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第30条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長及び委員は、会長がこれを委嘱する。
- 3 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、内閣総理大臣に報告しなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会長が、その年度の事業報告及びこれに伴う収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 38 条 資金の借入れ（その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。）をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの（収支予算で定めるものを除く。）をしようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、国家公安委員会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第 39 条 本会は、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第 35 条の収支予算及び第 37 条の収支決算に計上しなければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、内閣総理大臣の認可を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第 41 条 本会は、民法第 68 条第 1 項（第 1 号を除く。）に規定する事由が生じたとき、又は総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、国家公安委員会の承認を受けたときでなければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第 42 条 本会が解散したときは、本会が解散時に有する残余財産は、総会において正会員総数 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、国家公安委員会の承認を受けて、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 43 条 この定款に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会は、交通管制施設協会及び新交通管理システム推進協議会の権利義務の一切を継承する。
- 3 本会の設立初年度の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 21 条第 1 項 1 号並びに第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日までとする。

附則

この定款は、主務官庁の変更認可のあった日から施行する。